

12 生活復旧関係

1 租税等の徴収猶予及び減免等

機 関 名	租 税 等 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等 の 取 扱 い
区	<p>被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は区条例により期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時・適切に講ずるものとする。</p> <p>1 特別区税の納税緩和措置</p> <p>(1) 期限の延長</p> <p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は、区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。</p> <p>ア 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。</p> <p>イ その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。</p> <p>(2) 徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内の期間に限り徴収を猶予する。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。</p> <p>(3) 滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、猶予滞納処分の執行停止等適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 延滞金の免除</p> <p>災害により、納税義務者等が納付できなかった、区税に係る延滞金について免除することができる。</p> <p>(5) 減 免</p> <p>被災した納税義務者に対し、被害の状況に応じて減免を行うが、適用する税目は次による。</p> <p>ア 特別区民税（都民税を含む）</p> <p>イ 軽自動車税</p> <p>被災した納付義務者に対し、国民健康保険法又は区条例により保険料納付期限の延長、徴収猶予、減免等及び医療費の一部負担金の減免、猶予の措置をその納付義務者からの申請に基づき講じることができる。</p> <p>1 国民健康保険料の納付緩和措置</p> <p>(1) 徴収猶予</p> <p>災害により財産に被害を受けた納付義務者が保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請に基づき、6か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>(2) 滞納処分の執行の停止等</p> <p>災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止等適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 延滞金の免除</p> <p>災害により、納税義務者等が納付できなかった、国保料に係る延滞金について免除することができる。</p> <p>(4) 減 免</p> <p>災害により、一時的に生活が困難となった納付義務者に対し、経済的救済措置として、その者の申請に基づき、保険料の減額又は免除することができる。</p> <p>2 医療費の一部負担金の減免及び猶予措置</p> <p>災害により財産に被害を受けた被保険者が医療費の一部負担金（3割・2割）支払いが困難な場合は、その者の申請に基づき、その一部負担金を減額もしくは免除することができる。</p>

機 関 名	租 税 等 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等 の 取 扱 い
区	<p>被災した被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律又は東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例により、保険料の徴収猶予、減免等及び医療費の一部負担金の減免及び猶予の措置を、その被保険者及び連帯納付義務者からの申請に基づき講じることができる。</p> <p>1 保険料の納付緩和措置</p> <p>(1) 徴収猶予 災害により財産に被害を受けた被保険者及び連帯納付義務者が保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請に基づき、6か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>(2) 滞納処分の執行の停止等 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止等適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 延滞金の減免 災害により、やむを得ない理由があると認める場合、延滞金額を減免することができる。</p> <p>(4) 減 免 災害により、被保険者及び連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、その者の申請に基づき、保険料の減額又は免除することができる。</p> <p>2 医療費の一部負担金の減免及び猶予措置 災害により財産に被害を受けた被保険者が医療費の一部負担金（3割・2割・1割）支払いが困難な場合は、その者の申請に基づき、その一部負担金を減額もしくは免除することができる。</p> <p>被災した納付義務者に対し、介護保険法又は区条例により介護保険料の納付期限の延長、徴収猶予、減免等の緩和措置をその納付義務者からの申請に基づき講じることができる。</p> <p>また、被災した要支援・要介護被保険者に対し、介護保険法又は区介護保険法施行規則により介護保険利用者負担額減額・免除等をその被保険者からの申請に基づき講じることができる。</p> <p>1 介護保険料の納付緩和措置</p> <p>(1) 徴収猶予 災害により財産に被害を受けた納付義務者が保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請に基づき、6か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。</p> <p>(2) 減 免 災害により、一時的に生活が困難となった納付義務者に対し、経済的救済措置として、その者の申請に基づき、保険料の減額又は免除をすることができる。</p> <p>2 介護保険利用者負担額の減額・免除等 災害により財産に被害を受けた要支援・要介護被保険者が介護保険利用者負担額の支払が困難な場合は、その者の申請に基づき、利用者負担額を減額又は免除をすることができる。</p>

機 関 名	租 税 等 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等 の 取 扱 い
都 主 税 局	<p>被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時・適切な措置を講ずることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期限の延長 <p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は都税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り当該期限を延長する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。 (2) その他の場合、災害がおさまったあと15日以内に被災納税義務者等により申請があったとき、都税事務所長及び支庁長、自動車税総合事務所長又は自動車税事務所長が期日を指定する。 2 徴収猶予 <p>災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が都税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。</p> 3 被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免及び納入義務の免除等を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人事業税 <p>事業用資産及び事業用資産以外の資産について、損害を受けた個人に対する事業税は被災の状況に応じ減免する。</p> (2) 不動産取得税 <p>災害により家屋が滅失又は損壊し、その所有者が復旧のため跡地に再築した場合、当該家屋の取得について減免する。</p> 4 軽油取引税 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害により軽油取引税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油取引税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。 (2) 災害により申告納付義務者が、納付できないと認められるときは、被害の状況に応じ減免する。 5 固定資産税・都市計画税 <p>災害等により滅失し、又は甚大な被害を受けた固定資産（家屋・土地・償却資産）について、罹災証明書等に基づき、その被災の程度に応じて減免する。</p> 6 特別土地保有税 <p>災害その他これに類する事由により区画若しくは形質が変化し著しく価値を減じた土地について、災害等による被災の程度に応じて減免する。</p> 7 事業所税 <p>災害等により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けたため事業を休止した場合はその状況に応じて減免する。</p>

被災者に対する国税の軽減免除等納税緩和措置は次のとおりである。

1 申告などの期限の延長

災害などの理由によって、国税についての申告、納付などがその期限までにできないと認められるときは、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。

なお、期限の延長には、次の地域指定による場合と個別指定による場合があり、この期限が延長された場合は、期限までに提出された申告については、無申告加算税が課されず、また、その延長期間中の延滞税は免除される。

(1) 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示する。

その地域の納税者は告示された期限までに申告、納付などを行う。

(2) 個別指定

地域指定されない地域の納税者は、所轄税務署長に申告納付などの期限の延長を申請し、その承認を受ける。

2 住宅や家財などに災害による損失を受けた場合の所得税の軽減免除

(1) 所得税の軽減免除は、次の雑損控除による方法と災害減税法による方法の2つがあり、どちらか有利な方法が選べる。

なお、この軽減免除は、最終的には、翌年3月の確定申告の時期に必ず確定申告書に必要事項を記載して、適用を受ける。(災害減税法により減免を受ける場合は、原則として期限内に提出しなければならない。)

ア 雑損控除による方法

この方法は、住宅、家財、現金などの資産に損害を受けた場合(ただし、別荘や宝石など、生活に通常必要でない資産の損害は除く。なお、この損害額は、その年か翌年に譲渡所得があれば、その所得から控除できる。)次の計算方法により、一定額の損害額を所得金額から控除する方法である。

(ア) 損害金額－保険金などにより補てんされる金額＝差引損失額

(イ) 次のうちいずれか多い方の金額＝雑損控除額

① 差引損失額－所得金額の10分の1

② 災害関連支出の金額－5万円

(注) 災害関連支出とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費等

イ 災害減税法による方法

この方法は、災害によって住宅や家財の時価の50%以上の損害を受け、しかもその年の合計所得金額が1,000万円以下の場合は、次に示した表のように合計所得金額の大小に応じて、所得税額を軽減免除する方法である。

合計所得金額	所得税額
500万円以下の場合	全額免除
500万円超、750万円以下の場合	2分の1の軽減
750万円超、1,000万円以下の場合	4分の1の軽減

(2) 予定納税額の減額

機 関 名	租 税 等 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等 の 取 扱 い		
国 税 庁	<p>災害によって損害を受けたため、その年の所得に対する税金として見積った額が、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる人は、次により予定納税額の減額を申請することができる。</p>		
	<p>ア 6月30日までに災害を受けた場合、6月30日の現況により、その年の所得金額と税額を見積り、7月15日までに第1期分及び第2期分の予定納税額の減額を申請することができる。この場合、雑損控除を受ける要件が備わっていれば、これを織り込んで計算する。</p>		
	<p>イ 7月1日以降、10月31日までの間に災害を受けた場合で、ウの要件に該当しない人、又は、ウの要件に該当するが、雑損控除の適用を受けた方が有利な人は、10月31日の現況により、その年の所得金額と税額を見積り、11月15日までに第二期分の予定納税額の減額を申請することができる。</p>		
	<p>ウ 7月1日以降に災害を受けた場合、次のいずれにも該当するときは、災害のあった日から2か月以内に予定納税額の減額を申請することができる。なお、この場合は災害減免法の減免を受ける。</p>		
	<p>(ア) 住宅や家財に受けた損害額が、その時価の2分の1以上であること。</p>		
	<p>(イ) その年の合計所得金額の見積額が、1,000万円以下であること。</p>		
	<p>(3) 源泉所得税の徴収猶予と還付</p>		
	<p>ア サラリーマン及び公的年金等受給者の場合</p>		
	<p>次の要件のいずれにも当てはまるときは、災害減免法により、次の表のとおり、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができる。</p>		
	<p>(ア) 住宅や家財に受けた損害額がその価額2分の1以上であること。</p>		
<p>(イ) その年の合計所得金額の見積額が1,000万円以下であること。</p>			
その年分の合計所得金額の見積額等	徴収猶予される金額	還付される金額	
500万円以下の場合	災害を受けた日から年末までの給与又は公的年金等に対する源泉所得税額	1月1日から災害のあった日までの給与又は公的年金等から徴収された源泉所得税額	
	(1) 6月30日までに災害を受けた場合 災害を受けた日から6か月間の給与又は公的年金等に対する源泉所得税額	なし	
500万円を超え750万円以下の場合	(2) 7月1日以後に災害を受けた場合 災害を受けた日から年末までの給与又は公的年金等に対する源泉所得税額	7月1日から災害を受けた日までの給与又は公的年金等から徴収された源泉所得税額	
	(3) (1) 又は (2) に代えて選択できる方法 災害を受けた日から年末までの給与又は公的年金等に対する源泉所得税額の2分の1	1月1日から災害を受けた日までの給与又は公的年金等から徴収された源泉所得税額の2分の1	
750万円を超え1,000万円以下の場合	災害を受けた日から3か月間の給与又は公的年金等に対する源泉所得税額 (10月1日以降に災害を受けたときは、年末までの給与又は公的年金等に対する源泉所得税額)	なし	

機 関 名	租 税 等 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等 の 取 扱 い
国 税 庁	<p>なお、2(3)ア(ア)(イ)に該当しない場合であっても、損害額がその年の合計所得金額の見積額の10分の1を超えるなど、雑損控除の適用が見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税額について徴収猶予を受けることができる。</p> <p>徴収猶予を受けようとする人は、災害を受けた日以後、最初に給与又は公的年金等の支払を受ける日の前日までに、勤務先を経由して、徴収猶予の申請書を所轄税務署長に提出する。</p> <p>還付を受けようとする場合は、還付申請書に還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明書を添え、所轄税務署長に提出する。</p> <p>イ 報酬や料金の支払を受ける人の場合</p> <p>医師、弁護士、外交員などの自由業の人が災害を受けた場合は、災害減免法の規定により、支払を受ける報酬や料金などに対する源泉所得税が徴収猶予される。</p> <p>手続などは、サラリーマンの場合とほぼ同様である。ただし、既に納めた源泉所得税については、還付を受けることはできない。</p> <p>3 事業用資産の損害</p> <p>商工業者の商品や原材料などの棚卸資産、店舗、工場、倉庫、機械設備などの事業用資産に受けた損害額については、雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けられないが、この損害額は、事業所得の必要経費となる。</p> <p>4 相続税などの軽減免除</p> <p>(1) 相続や贈与によって取得した財産について、災害により損害を受け、その損害額が課税価格の計算の基礎となる価額の10分の1以上である場合には、相続税の申告書に損害額等の記載あるいは災害の終息した日から2か月以内に申請することにより、災害を受けた日以後に納付すべき税額(附帯税を除く)のうち、その損害額に対応する相続税や贈与税が軽減あるいは免除される。</p> <p>(2) 酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税などがかかっている物品が、まだ消費者に販売されていない段階で災害によって滅失したような場合には、その物品にかかっている税金相当額は税額控除されるか又は還付される。</p> <p>(3) 自動車販売業者等が、使用者からの依頼により自動車検査証の交付を受けたのちに保管している自動車が、災害により損害を受けた場合は、自動車重量税が還付される。</p> <p>5 納税の猶予</p> <p>災害により被害を受けた場合には、一定の国税について納税の猶予を受けることができる。</p> <p>この制度には、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予がある。</p>

機 関 名	租 税 等 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等 の 取 扱 い
国 税 庁	<p>(1) 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予</p> <p>この納税の猶予を受けられる人は、災害により全積極財産のおおむね20%以上の損失を受けた人である。</p> <p>また、納税の猶予を受けられる国税は、次のようなもので、その損失を受けた日以後1年以内に納付すべきものである。</p> <p>イ 災害がやんだ日以前に課税期間の満了した所得税又は法人税や災害がやんだ日以前に取得した財産に係る相続税又は贈与税で、納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの</p> <p>ロ 災害がやんだ日の属する月の末日以前に支払われた給与等の源泉所得税等で法定納期限がまだ到来していないもの</p> <p>ハ 災害がやんだ日以前に課税期間が経過した消費税で、納期限が損失を受けた日以後に到来するもののうち、猶予申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの</p> <p>ニ 予定納税に係る所得税並びに中間申告に係る法人税及び消費税</p> <p>納税の猶予期間は、損失の程度により、納期限から1年以内の期間となる。</p> <p>(2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予</p> <p>災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができる。</p> <p>なお、この納税の猶予を受けるためには、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要である（猶予金額が100万円以下、猶予期間が3月以内又は特別の事情がある場合は不要）。</p> <p>また、納税の猶予を受けられる国税は、災害等により被害を受けたことに基づき、一時に納付することができないと認められる国税である。</p> <p>納税の猶予期間は、原則として1年以内の期間に限られるが、猶予期間内に納付ができないやむを得ない理由がある場合は、既に認められている猶予期間と合わせて2年を超えない期間内で、申請により猶予期間の延長を受けることができる。</p> <p>よって、同一の災害を理由として、災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予と災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予及びその猶予期間の延長により、最長3年間の猶予を受けることができる。</p>

機 関 名	租 税 等 の 徴 収 猶 予 及 び 減 免 等 の 取 扱 い
	<p>(3) 納税の猶予を受けるための手続</p> <p>災害を受けたときの納税の猶予を受けるためには、必要事項を記載した「納税の猶予申請書」に、次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。</p> <p>イ 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予</p> <p>納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、所得税徴収高計算書、登録免許税の猶予を申請する場合には登録等の事実を明らかにする書類</p> <p>なお、(1)の納税の猶予を受けるためには、災害のやんだ日から2か月以内に「納税の猶予申請書」を提出する必要がある。</p> <p>ロ 災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予</p> <p>(イ) 災害などの事実を証する書類</p> <p>(ロ) 「財産収支状況書」</p> <p>(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」)</p> <p>(ハ) 担保の提供に関する書類</p> <p>(ニ) 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合には、所得税徴収高計算書、登録免許税の猶予を申請する場合には登録等の事実を明らかにする書類</p> <p>なお、(2)の納税の猶予を受けるための申請書の提出期限はないが、速やかに申請すること。</p> <p>6 消費税等について</p> <p>災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができる。</p>

※詳細は、担当部局の計画による

2 区の貸付

応急 小口 資金	申 込 要 件	病気等の医療費、災害、その他応急に必要とする費用にお困りの方。	
	申 込 資 格	(1) 区内に引き続き3か月以上お住まいで、世帯の収入が基準以下であること。 (2) 連帯保証人を1人つけられること。ただし、貸付金の額が10万円以内の場合は必要なし。	
	貸 付 限 度 額	(1) 一般貸付	18万円以内
		(2) 特認貸付	45万円以内
		(3) 特例貸付 ※申込資格(1)は適用しない。	45万円以内
	利 子	無利子	
	償 還 方 法	貸付を受けた翌々月から月賦償還貸付金額が18万円までは20か月、18万超～45万円は36か月以内で償還	
申 込 先	福祉部福祉管理課援護係		

貸付金事業名	問い合わせ・申し込み先
母子及び父子福祉資金	各生活福祉課
大田区奨学金	福祉部福祉管理課援護係

※ 詳細については、担当課へ照会する。

3 社会福祉協議会の貸付

(生活福祉資金) 低所得世帯対象

令和3年8月現在

資金の目的及び貸付条件等	貸付限度額
<p>1 資金の目的 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 (災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費) 災害援護資金が優先制度。</p> <p>2 据置期間 6か月以内</p> <p>3 償還期間 据置期間経過後7年以内</p> <p>4 利子 保証人有りなら無利子、無なら年1.5%</p> <p>5 保証人 原則として、連帯保証人が必要 (1) 借入申込者や連帯借入申込者と別世帯で、申込時に65歳未満であり、返済能力のある者 (2) すでに社会福祉協議会が債権者である貸付制度で資金を借り入れている者。 (3) すでに社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人になっていない者。</p> <p>6 申込方法 要件・必要書類等を確認の上、大田区社会福祉協議会へ申し込む。</p>	<p>1, 500, 000 円以内</p>

※ 詳細は、社会福祉協議会へ照会する。

4 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

令和3年9月1日現在

貸付対象	貸付金額	貸付条件						
<p>1. 自然災害等により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で地方公共団体から「り災証明書」の発行を受け、自ら居住する又は他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設、購入若しくは補修する場合。</p> <p>(1) 建設・購入資金 住宅に「全壊」等の被害が生じた場合</p> <p>(2) 補修資金 住宅に被害が生じた場合</p> <p>2. り災した親（満60歳以上の父母又は祖父母等）が「り災証明書」の発行を受け、その親が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合。 融資の内容は、1.と同じ。</p>	<p>1. 建設資金 土地を取得する場合 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円</p> <p>2. 購入資金 3,700万円</p> <p>3. 補修資金 1,200万円</p> <p>注：被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算される（補修の場合を除く）。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。</p>	<p>1. 金利（令和3年9月） 年0.74%（新機構団体信用生命保険に加入する場合） ※金利は加入する団体信用生命保険等によって異なる。金利は毎月見直す。</p> <p>2. 返済期間 (1)建設及び購入資金 35年以内 (2)補修資金 20年以内 ※完済時年齢の上限は、80歳</p> <p>3. 元金据置期間 (1)建設又は購入資金 3年間 (2)補修資金 1年間</p> <p>4. 返済方法 (1)元利均等毎月払い (2)元金均等毎月払い ※融資額の10分の4以内でボーナス払いの併用が可能</p> <p>5. 担保 建物と敷地に原則として第1順位の抵当権を設定 ※ただし、融資金額が300万円以下の場合は無担保</p> <p>6. 総返済負担率 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担額）が以下の基準を満たす方</p> <table border="1"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>7. 融資住宅の基準 築年数の制限なし。</p> <p>中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上						
基準	30%以下	35%以下						

(注) 融資内容等の問い合わせは、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353(通話無料)まで。

5 災害弔慰金等の支給について

1 対象となる災害(自然災害)

- (1) 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- (2) 東京都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害
- (3) 東京都内において5世帯以上の住家が滅失した区市町村が3以上場合の災害
- (4) 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む道府県が2以上ある場合の災害
- (5) 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で内閣総理大臣が認めたもの

2 根拠法令

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)
- (2) 大田区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和48年条例第40号)

3 支給対象者

【災害弔慰金】

災害により死亡した方や災害に関連して死亡した方(被災時に大田区に住所を有していた方)の遺族であること。支給の範囲、順位は次のとおりとする。

- ① 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- ② 同順位の遺族については、次に掲げる順序で支給する。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- ③ 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給する。

【災害障害見舞金】

災害により負傷し又は疾病にかかった方(被災時に大田区に住所を有していた方)で次に掲げる程度の障害を受けた方

障害の程度	
両眼が失明したもの	両上肢の用を全廃したもの
咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したものの	両下肢をひざ関節以上で失ったもの
神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	両下肢の用を全廃したもの
胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各

障害の程度	
	号と同程度以上と認められるもの
両上肢をひじ関節以上で失ったもの	

4 支給限度額

- | | | |
|---------|-------|--------|
| ① 災害弔慰金 | 生計維持者 | 500 万円 |
| | その他の者 | 250 万円 |
- ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。
- | | | |
|-----------|-------|--------|
| ② 災害障害見舞金 | 生計維持者 | 250 万円 |
| | その他の者 | 125 万円 |

5 支給の手続

【災害弔慰金】

次の事項を調査したうえで支給する。

- ① 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- ② 死亡(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
- ③ 死亡者の遺族に関する事項(住民票、戸籍謄本等)
- ④ 支給の制限に関する事項
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

<提出書類>

- 一 災害弔慰金に係る受領申出書(所定のもの)
- 二 支払金口座振替依頼書
- 三 受領される方の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等)
- 四 死亡診断書(検案書)等の写し
- 五 死亡地の自治体の発行する被災証明書等(り災証明書等)
- 六 振込口座の通帳の写し

【災害障害見舞金】

次の事項を調査したうえで支給する。

- ① 障がい者の氏名、性別、生年月日
- ② 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- ③ 障害の種類及び程度に関する事項
- ④ 支給の制限に関する事項
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

<提出書類>

- 一 災害見舞金に係る受領申出書(所定のもの)
- 二 支払金口座振替依頼書
- 三 受領される方の身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等)
- 四 法別表に規定する障害を有することを証明する医者の診断書
- 五 負傷し又は疾病にかかった自治体の発行する被災証明書等(り災証明書等)
- 六 振込口座の通帳の写し

6 支給の制限

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)第 2 条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
- (3) 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不相当と認めた場合

7 経費負担

区は、「災害弔慰金等都負担金交付要綱」の規定に基づき、東京都に対し災害弔慰金及び災害障害見舞金の経費の 3/4 を請求する。(経費負担 国 1/2 都 1/4 区 1/4)

6 災害援護資金の貸付について

区は、自然災害により住居・家財に被害を受けた世帯主に対し、生活の再建を支援するための災害援護資金の貸付を行う。

1 対象となる災害(自然災害)

東京都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害

2 根拠法令

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)

(2) 大田区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和48年条例第40号)

3 貸付条件

被災時に大田区に住所を有していた世帯とする。

(1) 所得制限

前年の世帯の総所得金額が次の額以内であること。

世帯人員	総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	世帯人員が1人増えるごとに730万円に30万を加算した額

(2) 貸付利率

連帯保証人がいる場合は無利子

連帯保証人がいない場合は年1%(据置期間中は無利子)

(3) 据置期間

3年(特別の事情がある場合5年)

(4) 償還期間

10年(据置期間を含む。)

(5) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

(6) 延滞利息

年5%

4 貸付限度額

(1) 世帯主に療養期間が1か月以上の負傷があり、次のいずれかに該当する世帯

被害の程度	貸付限度額
負傷のみ	150万円
家財の損害が1/3以上であり、かつ住居の損害がない場合	250万円
住居の半壊・大規模半壊 (被災住宅を建て直す等、特別の事情がある場合)	270万円 (350万円)
住居の全壊	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する世帯

被害の程度	貸付限度額
家財の損害が1/3以上であり、かつ住居の損害がない場合	150万円
住居の半壊・大規模半壊 (被災住宅を建て直す等、特別な事情がある場合)	170万円 (250万円)
住居の全壊 (被災住宅を建て直す等、特別の事情がある場合)	250万円 (350万円)
住居の全体が滅失もしくは流失	350万円

(3) 被害の程度

- ① 「負傷のみ」とは、療養期間が1か月以上の負傷で、医者の診断書には、負傷日(災害発生日)、療養見込み期間等の記載があること。
- ② 「家財の損害が1/3以上であり、かつ住居の損害がない場合」とは、水害、山崩れ等の災害を想定しており、家財の損害は、現在の評価額で査定する。
- ③ 「住居の半壊・大規模半壊・全壊・滅失・流失」の判定は、各特別出張所が発行するり災証明書による。

5 申込みに必要な書類

貸付けの申込みについては、災害援護資金借入申込書等を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

次の表のうち、○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類である。

必要な書類	申込人	連帯保証人
ア 災害援護資金借入申込書(所定のもの)	○	
イ 本籍地・続柄の記載のある住民票の写し (申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のもの)	○	○
ウ 所得証明書(前年度の課税証明書) (申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のもの)	○	○
エ 住民税の滞納がないことを証する書類 (納税証明書等)	○	○
オ 医師の診断書 (世帯主の負傷の療養期間が1か月以上の場合) (医師の療養見込期間等を記載した診断書)	△	
カ 災証明書 (住居に半壊以上の被害がある場合)	△	

6 経費

区は、「災害援護資金に係る都貸付金貸付要綱」に基づき、東京都から経費の貸付けを受ける。

(貸付額 国 2/3 都 1/3)

7 被災者生活再建支援金の支給

1 対象となる災害（自然災害）

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が生じた区市町村の区域に係る当該自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が生じた区市町村の区域に係る当該自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- (4) (1) 又は (2) の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)の区域に係る当該自然災害
- (5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が生じた区市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る当該自然災害
- (6) ① (1) 若しくは (2) の区市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人以上人口10万人未満に限る）の区域に係る当該自然災害
② 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る当該自然災害

2 根拠法令

被災者生活再建支援法（平成10年 法律第66号）

被災者生活再建支援法施行令（平成10年 政令第361号）

3 支援金の支給対象

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、室内の壁、床、天井のいずれかに過半の規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

- ・ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ・ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分		基礎支援金		加算支援金		計 ①+②
		住宅の被害程度		住宅の再建方法		
		①		②		
複数世帯 （世帯の 構成員 が複数）	全壊世帯	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100	
			補修	50	50	
			賃借	25	25	
単数世帯 （世帯の 構成員 が単数）	全壊世帯	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75	75	
			補修	37.5	37.5	
			賃借	18.75	18.75	

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする(法第3条第6項)。

※ 単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4とする(法第3条第7項)。

5 支給申請手続

被災者（世帯主等）が支援金を申請する際には、「被災者生活再建支援金支給申請書」（様式第7号）に次の書類を添付のうえ区へ申請する。

（1）基礎支援金

① 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる区市町村が発行する証明書

② 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる区市町村が発行するり災証明書(住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合も同様。)

③ 預金通帳の写し(銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの)

<半壊解体・敷地被害解体した世帯は①～③に加えて次の書類が必要となる。>

④ 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書

※ 支給申請書に、解体した理由を記入するとともに、解体が完了したことが確認できる証明書(公的機関による解体(確認)証明書、滅失登記簿謄本など)の添付が必要である。

⑤ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書(敷地被害解体に該当する場合)

<長期避難世帯として認定された世帯は次の書類が必要となる。>

⑥ 長期避難世帯に該当する旨の区市町村による証明書(長期避難世帯に該当する場合)

(2) 加算支援金

法第3条第2項各号に掲げる世帯に該当することが確認できる書類(住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し)。

<中規模半壊世帯として認定された世帯は次の書類が必要となる。>

- ①住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる区市町村が発行する証明書
- ②住宅が中規模半壊の被害を受けたことが確認できる区市町村が発行する災害証明書
- ③預金通帳の写し(銀行・支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの)

	全 壊			大規模半壊	中規模半壊
	半壊解体	敷地被害解体			
①り 災証明書	○	○	○	○	○
②	解体証明書	○	○		
	減失登記簿謄本	○	○		
	敷地被害証明書類		○		
③住民票	○	○	○	○	○
④預金通帳の写し	○	○	○	○	○
⑤契約書等の写し	※○	※○	※○	※○	○

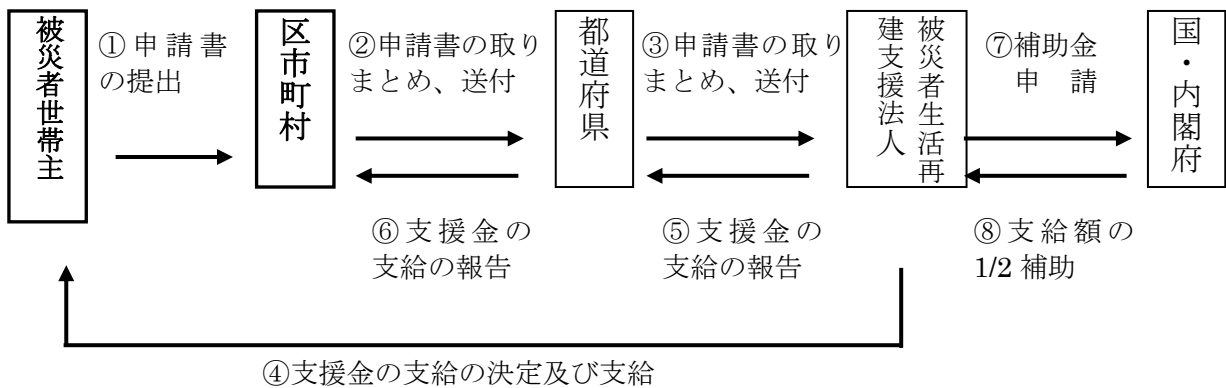
※基礎支援金のみを申請する場合は不要

6 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月、加算支援金は、被災した日から37月となっている(令第4条第1項、第2項)。

また、やむを得ない場合は申請期間の延長も可能となっている(令第4条第4項)。

【支援金支給事務の基本的な流れ】



8 防災業務従事者の災害補償の概要

補償対象	「水防法」の規定による水防に従事した者及び「災害対策基本法」の規定による応急措置の業務に従事した者	
補償の種類等※	種類	補償内容
	療養補償	必要な療養を行い又は必要な療養の費用を支給する。
	休業補償	補償基礎額×60/100×日数
	傷病補償年金	療養開始後1年6か月経過後の傷病状況による等級に応じて、1年につき、補償基礎額×(245又は277又は313)
	障害補償 ①障害補償年金 ②障害補償一時金	① 定められた障害補償表の等級第1～7級が対象で、等級に応じて、1年につき、補償基礎額×(131～313) ② 定められた障害補償表の等級第8～14級が対象で、等級に応じて、補償基礎額×(56～503)
	介護補償	傷病補償年金又は傷害補償年金を受ける権利を有する者が、定められた介護を要する状態にあり、かつ介護を受けている場合、1月につき、総務大臣が定める金額
	遺族補償 ①遺族補償年金 ②遺族補償一時金	① この年金を受ける権利を有する遺族の人数に応じて、1年につき、補償基礎額×{153(又は175)～245} ② この一時金を受ける権利を有する遺族の資格に応じて、補償基礎額×(400～1000)
	葬祭補償	葬祭を行う者に対して、315,000円+(補償基礎額×30)
補償基礎額※	<p>1 一般補償基礎額 8,800円 ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>2 扶養親族がある場合の補償基礎額(一般的基礎額+扶養親族加算額) [扶養親族加算額] (1) ①に該当する扶養親族は、433円 (2) ②から⑤までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に①に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち1人については367円)をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。 ① 配偶者(婚姻の届をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) ② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③ 60歳以上の父母及び祖父母 ④ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤ 重度心身障害者</p> <p>3 特定期間の子を扶養している場合 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(特定期間)にある扶養親族である子がある場合は、(167円×特定期間にある扶養親族である子の数)の額を前項2(3)の額に加算する。</p>	

※「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」(改正平成24年2月3日)による。手続きは、「大田区防災業務従事者損害補償条例」及び「施行規則」による。

9 大田区中小企業融資あっせん制度（主な制度）

（令和3年4月1日現在）

制度名	融資対象	融資限度額	利率 (本人負担)	融資期間
事業経営資金	一年以上区内に住所 (法人の場合は本店所在地)を有する、又は主たる事業所を営んでいる中小企業者 *経営強化資金は1年3か月以上	一般運転資金 2,000万円 一般設備資金 3,000万円	年0.6% 以下	一般運転資金 84ヶ月以内 (据置6ヶ月以内含む) 一般設備資金 108ヶ月以内 (据置6ヶ月以内含む)
		経営強化資金 1,000万円	年0.2% 以下	84ヶ月以内 (据置12ヶ月以内含む)
		小規模企業特別事業資金 300万円		60ヶ月以内 (据置6ヶ月以内含む)
小口資金	一年以上区内に住所 (法人の場合は本店所在地)を有する、又は主たる事業所を営んでいる従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者 *経営強化資金は1年3か月以上	一般運転資金 一般設備資金 2,000万円	年0.4% 以下	事業経営資金と同様
		経営強化資金 1,000万円	なし	
		小規模企業特別事業資金 300万円		
開業資金	事業を営んでいない個人で開業予定、もしくは開業1年未満の方	開業資金 2,000万円	年0.4% 以下	84ヶ月以内 (据置12ヶ月以内含む)
団体事業資金	中小企業協同組合などの商工団体	共同事業運転資金 1組合5,000万円 共同事業設備資金 1組合1億円 転貸資金 1組合5,000万円 (転貸資金は1組合員500万円)	年0.2% 以下	運転資金 24ヶ月以内 (据置3ヶ月以内含む) 設備資金 120ヶ月以内 (据置12ヶ月以内含む) 転貸資金 12ヶ月以内 (据置3ヶ月以内含む)
申込先		産業経済部 産業振興課		

* 各融資あっせん制度には経営強化資金・小規模企業特別事業資金等、個別の融資対象条件があるものがあります。

* 「小口資金」の利用は、全国の信用保証協会の保証付融資残高の合計が、申込金額を含め2,000万円以内であることが条件となります。